
公社債店頭売買参考統計値発表制度における最低報告社数の変更に伴う「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」等の一部改正について

日証協・平 17 . 6 . 29

本協会は、6月29日の自主規制会議において、「『公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則』に関する細則」の一部を改正した。

今般の細則改正は、平成14年9月の規則改正以降の金融環境の著しい変化、並びに、証券会社等の経営統合・合併等に伴う指定報告協会の減少等により、公社債店頭売買参考統計値発表制度における発表銘柄数が予想を超える規模で減少することが見込まれたことを踏まえ、精緻性の確保を前提としつつ、利用者の利便性に配慮し、最低報告社数を現行の7社から6社に改める等、所要の整備を図ったものである。

また、上記細則改正に伴い、6月27日の公社債・金融商品委員会において「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」(公社債・新業務委員会決議(注))の一部を改正した。

なお、今般の細則等改正の施行日は、本年8月8日である。

本細則等改正の趣旨・骨子及び改正部分の新旧対照表(細則のみ)等は、それぞれ以下のとおりである。

(注) 公社債・新業務委員会については、平成16年7月の本協会事務局組織改編に伴い、その所管業務を公社債・金融商品委員会に承継したことから、本規則改正に伴い、公社債・新業務委員会決議の名称を変更し、公社債・金融商品委員会決議とした。

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」
に関する細則等の一部改正について

平成 17 年 6 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

金融環境の著しい変化、及び、証券会社等の経営統合・合併等に伴う指定報告協会員の減少等により、公社債店頭売買参考統計値発表制度における発表銘柄数が減少することが見込まれたことから、本制度の「精緻性の確保」を前提としつつ、利用者の利便性に配慮し、選定銘柄数の維持策を講ずることとする。

2. 改正の骨子

(1) 「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則の一部改正

選定銘柄の取扱い等（第 2 条第 2 項）

選定銘柄の届出の基準（いわゆる最低報告社数の基準）を現行の「7 社」から「6 社」に改めることとし、指定報告協会員が原則として 6 社未満となる銘柄については選定銘柄から除外することとする。

営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会員の数（第 2 条の 2）

選定銘柄の届出の基準の変更に伴い、営業日ごとに報告を受けた報告値の数が原則として「6」に満たないこととなった銘柄については、当該営業日の売買参考統計値の発表は行わないこととする。

(2) 「選定銘柄に係る売買参考統計値の発表開始日及び最終発表日の取扱いについて」（公社債・新業務委員会決議）の一部改正

細則の一部改正等に伴い、所要の整備を図ることとする。

3. 実施の時期

この改正は、平成 17 年 8 月 8 日から施行する。

以 上

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」に関する細則
の一部改正について

平成 17 年 6 月 29 日

(下線部分変更)

新	旧
(選定銘柄の取扱い) 第 2 条 (現行どおり) 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員(規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。)が、<u>6</u>社以上ある銘柄とする。 3 } (現行どおり) 4 } (営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会員の数) 第 2 条の2 規則第 3 条第 3 項ただし書きに規定する指定報告協会員からの報告値の数は、原則として、<u>6</u>とする。 付 則 この改正は、平成 17 年 8 月 8 日から施行する。	(選定銘柄の取扱い) 第 2 条 (省 略) 2 規則第 5 条第 2 項に基づき、本協会が選定銘柄(規則第 3 条第 2 項に規定する銘柄をいう。以下同じ。)として選定する銘柄は、本協会に規則第 5 条第 1 項の規定に基づく届出を行った指定報告協会員(規則第 3 条第 1 項に規定する協会員をいう。以下同じ。)が、<u>7</u>社以上ある銘柄とする。 3 } (省 略) 4 } (営業日ごとに売買参考統計値の発表を行わないこととなる指定報告協会員の数) 第 2 条の2 規則第 3 条第 3 項ただし書きに規定する指定報告協会員からの報告値の数は、原則として、<u>7</u>とする。